

議案第 54 号

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により非常勤消防団員等の補償基礎額等が改正されたことから、これに準じた改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

四條畷市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 700円」を「10, 000円」に、「14, 500円」を「15, 000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

「

12, 900	13, 700	14, 500
11, 300	12, 100	12, 900
9, 700	10, 500	11, 300

」

「

13, 340	14, 170	15, 000
11, 670	12, 500	13, 340
10, 000	10, 840	11, 670

」

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の四條畷市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた四條畷市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。